

京丹後市入札監視委員会(平成 26 年度第 1 回) 議事概要

開催日時	平成 26 年 7 月 22 日 (火) 午後 1 時 30 分～午後 5 時 00 分	
開催場所	京都市会場：京都工芸繊維大学 松ヶ崎キャンパス 創造連携センター 2階 プレゼンテーションルーム (京都市左京区松ヶ崎橋上町) 京丹後市会場：京都工芸繊維大学 京丹後キャンパス 地域連携センター セミナー室 (京丹後市網野町網野) ※テレビ会議での開催のため 2 会場となる。	
出席委員氏名(職業)	委員長 角田 暁治 (京都工芸繊維大学大学院 准教授) 委員 田辺 保雄 (弁護士) 委員 村尾 慎哉 (公認会計士)	
議事概要	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会あいさつ (糸井財務部長) 2 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 最低制限価格の算定式について (2) 京丹後市プロポーザル方式等の実施に関するガイドラインについて 3 議 事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 抽出工事に関する審議について (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について 4 次回抽出委員の選出 角田委員長を選出 (五十音順で持ち回り) 5 次回開催日程の調整 6 その他 7 閉会あいさつ (糸井財務部長) 	
審議対象期間	平成 26 年 1 月 1 日 ～ 平成 26 年 3 月 31 日	
抽出案件	総件数 7 件	(備考) 対象件数 85 件
一般競争入札	3 件	
公募型指名競争入札	—	
通常指名競争入札	1 件	
随意契約	3 件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答等	意見・質問 別紙のとおり	回答等 別紙のとおり
委員会意見の内容	<p>委員会としては、具申すべき特段の意見等はない。</p> <p>ただし、変動制最低制限価格制度を採用している自治体に制度の運用の実態等について再度調査委し次回報告願いたいこと。</p> <p>プロポーザル方式の審査委員会の委員選定に係る基準の明確化を検討願いたいこと。</p> <p>予定価格の設定について、資材の高騰等現場の実態を踏まえ、積算額に反映できるよう何らかの改善の取り組みを検討願いた</p>	

いこと。

応札者が少ないと想定される案件については、地域要件の拡大等を含め、できるだけ多くの業者さんに入札に参加していただき、適正な競争が担保されるよう検討いただきたいこと。

別紙

「2 報告事項 関係」

1 最低制限価格の算定式について

※ 京都府下 14 市で採用されている最低制限価格の算定方式に係る状況と、長岡京市で採用されている変動制最低制限価格について説明を行ったもの。

意見・質問	回答等
<p>○ 最低制限価格の算定式について (1)</p> <p>京丹後市が変動制最低制限価格を設定しない理由は何か。</p>	<p>本市では適正な価格で契約すること、ダンピング防止、下請け業者や労働者へのしわ寄せを防止する観点から中央公契連モデルの最低制限価格を設定しています。変動制最低制限価格制度は市場価格を反映した最低制限価格になる反面、最低制限価格が応札金額に左右されるため、制度を悪用された場合、適正な入札が阻害される恐れがありますので、本市においては今のところ変動制最低制限価格制度の採用を検討するという事は考えていません。</p>
<p>○ 最低制限価格の算定式について (2)</p> <p>変動制最低制限価格制度の採用は京丹後市において弊害の恐れがあるということか。</p>	<p>基本的に業者の応札札によって最低制限価格が変わりますので、適正な価格で積算された業者が落札できないといった弊害が出てくるとは考えられます。</p>
<p>○ 最低制限価格の算定式について (3)</p> <p>それぞれの算定方式にメリットもデメリットもあるが、談合がなく、市場価格に従って業者が入札した場合は合理的な算定価格であり、変動制最低制限価格制度でも問題はないのではないか。</p>	<p>国土交通省が示しております中央公契連モデルにつきましては、全国の多くのモデルの数値をとらえて平均的に算出したものであり、ダンピングや下請け業者、労働者へのしわ寄せも少ないと考えられます。当市では中央公契連モデルについてあくまで目安という風に考えています。</p>
<p>○ 変動制最低制限価格制度について (1)</p> <p>変動制最低制限価格制度を採用したことによる弊害の発生の有無等、運用の実態について再度調査し報告をお願いしたい。</p>	

2 京丹後市プロポーザル方式等の実施に関するガイドラインについて

※ 平成 25 年度第 2 回入札監視委員会の審議案件において、委員より要望のあった「京丹後市プロポーザル方式等の実施に関するガイドライン」の提示及び説明を行ったもの。

意見・質問	回答等
<p>○ ガイドラインの様式について (1) このガイドラインの作成にあたり、参考となる標準様式、または国からの一定基準の提示はあるか。</p>	<p>当該ガイドラインにつきましては、全国の都道府県等の資料を参考にして作成させていただいています。国からの一定基準のものについては、その有無等確認はしていません。</p>
<p>○ 審査委員会について (1) 審査委員会において、企画提案の内容を審査して選考されるということか。</p>	<p>審査委員会のほうで、提出されてきた提案を審査して、その中から審査委員により選考していただくこととなります。</p>
<p>○ 審査委員の選定について (1) 審査委員の選定については発注担当課長が選定するとあるが、選定する際の選定基準は決められているのか。</p>	<p>審査委員の選定基準については当該ガイドラインにおいて設定はされていませんが、各事案毎に審査する内容も異なりますので、事案によって発注担当課で設定していただくということで考えています。</p>
<p>○ 審査委員の選定について (2) 審査委員の選定の際にプロジェクトに係る専門的知見を有する学識経験者やコンサルタント等の外部の専門家が入らないと、客観性等が担保されないと考えられるがどうか。審査委員の選定について明確な基準を検討されてはどうか。</p>	<p>プロジェクトによっては、市役所外部の専門知識のある方や、コンサル担当、研究所、大学の先生、経理関係の学校の先生等、案件に応じて審査委員に入っていただいています。また、要領に基づき、審査委員にはなっていないけれども、コンサル業者が入って専門的知見の分について審査を行っている場合もあります。今後様々な事案が出てくると思いますが、その中で、より専門性のあるものにつきまして、審査委員の選定の基準について検討していきたいと考えます。</p>

「3 議 事 (1) 抽出工事に関する審議について」関係

1 久美浜地区浄化槽設置工事その 13 …… 一般競争入札

※ 落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上であったため、抽選（同価入札によるくじ引き）により落札業者を決定した案件。

意見・質問	回 答 等
<p>○ 予定価格について (1)</p> <p>今回最低制限価格での落札となっているが、このケースから考えると、結果的に最低制限価格の積算能力のある業者に同種の工事が集中してしまうという危険性がないか。</p>	<p>基本的には最低制限価格での競争になっており、積算能力が高い業者が受注するというかたちにはなりません。同種工事において抽選件数は多いですが、情報公開によって積算資料等を入手しておりますので、参加業者は同じような積算能力があるということになり、全ての工事を特定の業者が落札するという危険性はないと考えます。</p>
<p>○ 予定価格について (2)</p> <p>積算能力の影響により特定の業者に集中せず、いろいろな業者が分散して落札されていると考えたらよいか。</p>	<p>浄化槽の工事はいろいろな地区で発注されており、一般競争入札ですので、会社に近い工事場所については当然受注意欲が高くなり、積算能力も上げて応札をされますので、一概に特定の業者が落札するということはないと考えます。</p>
<p>○ 予定価格について (3)</p> <p>見積金額が同じ金額であったり、近い金額で入札されているということは、やはりそれほど複雑な工事ではないということで、仕事の単純性の結果、このようになっていると考えてよいか。</p>	<p>大体同じような工事内容ですので、情報公開で資料を請求すれば積算が可能であり、積算能力の高い業者はすぐに同じような金額を出されると考えます。</p>
<p>○ 最低制限価格について (1)</p> <p>最低制限価格を設定しているのは、手抜き工事等のリスクを回避するのが主目的か。</p>	<p>手抜き工事や、適正な賃金や支払いの関係等のリスクを回避するため最低制限価格を設定しています。</p>
<p>○ 最低制限価格について (2)</p> <p>もし最低制限価格を設定しなければ、業者間での見積額の差は大きくなるか。</p>	<p>最低制限価格を設定しなければ、見積額はより下がると考えられますが、金額が下がることにより手抜き工事等の発生の可能性が十分に考えられます。</p>
<p>○ 予定価格について (4)</p> <p>最低制限価格を設定しなければ、安く業者が落札されて、それによって手抜き工事等ちゃんとし</p>	<p>浄化槽設置工事に関しましては、いたってシンプルな工事ではありますが、全て個人の敷地の中で設置承諾のみで行わせていただいている工事であり、他の公共工事と同様</p>

<p>た仕事をされるかどうかの工事監理が難しくなるため、そういう安いところには発注しないということか。</p>	<p>に、個人の財産に迷惑をかけることはあってはならないと考えます。その観点から、安い工事が良いということより、やはり必要な経費はあると考えます。また、浄化槽本体の工事は非常に製品代が高いため、利益というのは薄い工事だと考えています。</p>
<p>○ 落札金額について (1)</p> <p>同じ種類の同規模の工事でも、最低制限価格及び近い金額に集中して抽選になり落札率が低いケースや、反対に落札率が高いケースがあるが、このような原因について、どう分析するか。</p>	<p>ひとつには発注時期にもよると考えられます。業者の手持ち工事の状況により競争の原理が働くと考えられますし、冬期の工事については丹後の場合積雪等の工事への影響もあり、受注意欲に関連していると考えられます。また、工事場所の土質等の条件の違いによるものも大きいと考えられます。</p>

2 (仮称) 峰山統合保育所・幼稚園新築工事 (建築主体工事) … 一般競争入札

※ 契約金額が大きく、落札率が 97.4% と高い案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札の参加業者について (1)</p> <p>入札参加資格要件を満たす業者は何者か。</p>	<p>代表者資格要件を満たす A 等級の業者が 4 者で、最大 4 J V です。また構成員としましては 8 業者想定されておりましたので、代表者、構成員含めて最大で 12 業者が参加可能と当初は想定していました。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (2)</p> <p>実際の入札参加者数が市の想定よりも少なかったということか。その原因は何か。</p>	<p>本年度本市については建築工事の発注量がかかなり多いというのがひとつの原因であり、また、J V の場合は国家資格のある技術者の配置が必要ということもありますので、業者のほうの手持ち工事の関係で技術者の配置が困難だったということが考えられます。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (3)</p> <p>入札参加参加資格要件における「代表者・構成員要件」として、「設計業務の受託者又はその受託者と資本若しくは人事面で関連がない者」とあるが、これまでに該当するケースはあるか。またこの要件はどういった主旨のものか。</p>	<p>これまでに要件に該当するケースがありません。この要件については、設計業者からの設計金額や情報等の漏えいを防ぎ、入札の公平性を保つために設定しています。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (4)</p> <p>本工事は京丹後市にとって金額</p>	<p>この期に大変多くの工事が集中しているためです。合併</p>

意見・質問	回答等
<p>的にも非常に大きな事業と思われるが、2JVしか入札参加者がなく、地元の業者を育てようという趣旨があるのは存じているが、せっかく大きい工事を発注しても受け手がないという状況はあまり好ましくないと思うが、どのように分析されているか。</p>	<p>後、いろいろな再編や学校や保育所等の再配置等の計画に年数をかけてきて、学校や保育所についても開校年度を計画のなかで申し出ておりますので、そうした事業が多く重なっています。市としましては何十年に1度しかない工事ですので順次間隔をあけてこうした大きな事業ができればよろしいですが、多くの事業が重なったということで地元の業者にもギリギリのなかでいっぱい工事を請けていただいているという側面は確かにあると思います。</p>
<p>○ 工事の分離分割発注について (1)</p> <p>ひとつの事業で建築主体工事、電気設備工事、機械工事など、工事の発注が細かく分類されているが、工事を区分する基準があり、それに基づいて区分しているのか。</p>	<p>工事の発注区分につきましては、本市のほうで建築業法に基づく工種によって、分離分割発注を基本に考えています。</p>
<p>○ 工事監理について (1)</p> <p>大きなプロジェクトの場合、分離分割発注で契約主体がバラバラになると、あとで瑕疵等問題が起こったときに調整が困難となり、問題とならないか。</p>	<p>建築工事の場合は、工事監理という業務を別途発注していますので、工事監理業者が市職員と協議しながら調整していくというスタイルをとっていますので、施工面について問題はないと考えています。</p>
<p>○ 工事監理について (2)</p> <p>工事を進めていくなかで、思わぬ追加等が出てきた場合、その都度どのように対応されるのか。契約の変更等を行うのか。</p>	<p>基本的に図面にないような内容については一応変更の対象として扱っていますので、工事監理業務のなかで精査しながら、変更等の対応を行っています。</p>
<p>○ 労務費の高騰等について (1)</p> <p>時期的に労務費の高騰や材料不足及び人材不足の工事への影響はあるか。</p>	<p>人材不足というのは以前からありましたので、工事に入る前にできるだけ人材が多くかかる部分については早期に発注して段取りをしておくということで、現在はまだ基礎工事ですが、人材不足という点では現時点では特に問題なく工事は進んでいます。</p>

3 仮称) 峰山統合保育所・幼稚園新築工事(機械設備工事) …… 指名競争入札

※ 初度の一般競争入札で、全者最低制限価格未滿で失格となり、設計内容の一部変更を行い、指名競争入札により再度入札を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札方式について(1) 再入札となった原因について、どのように分析するのか。</p>	<p>今回、市内のA等級の業者が2者であったため宮津市や与謝野町の市外業者も含めて入札を行っており、多くの業者が参加したことにより、受注意欲が高まり、最低制限価格を下回る結果となったためと考えられます。</p>
<p>○ 設計内容の見直しについて(1) 再度入札で設計内容の変更を行った理由は何か。</p>	<p>当初設計に含まれていたガス設備のバイパスを付けることにより、プロパンガスの交換時にガス供給を止めることなく交換が可能ガスに取り換えであったが、内容の精査を行うなかで、ガスを使用している部屋が厨房と休憩室ということもあり、厨房のガス供給を止めることなく交換が可能ということが判明したため、バイパスの設置を取止めということです。</p>
<p>○ 入札方式について(2) 再度入札でなぜ一般競争入札ではなく、指名競争入札を行ったか。</p>	<p>一般競争入札で新たに工事を発注することになると、告示から落札まで1か月半程度の長い時間を要し、既にこの業務については分離分割発注により建築主体工事と電気設備工事が落札されているという状況から、早期に契約する必要があり、初度の入札参加業者と同一業者を選定し指名競争入札を行いました。</p>

4 京丹後市新火葬場建設事業建築主体工事 …… 随意契約

※ 初度の一般競争入札で不落となり、設計内容の一部変更を行い、指名競争入札を行ったが入札不調となったため、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 入札の参加業者について(1) 入札の参加業者は最大で3者という想定をされていたのか。</p>	<p>そうです。最大3JVの想定をしていました。</p>
<p>○ 入札の参加業者について(2) 5者以上にならない場合は、京丹</p>	<p>地域経済の再生ということで、地元業者の育成、地元経</p>

意見・質問	回答等
後市のエリアを外すということは考えていないか。	済の振興も含め、対象が3者までは可とし、2者のみとなった場合は、他地域等エリアを広げていくことにしています。
○ 入札の参加業者について (2) 再度入札の際に要件変更等の検討はされなかったのか。	共同企業体を組むにあたり時間等もかかり、工期に間に合わせるため検討はしませんでした。
○ 予定価格について (1) 予定価格に達しなかった要因は資材の高騰か。	資材単価の高騰や人材不足による労務単価の上昇が考えられます
○ 予定価格について (2) 資材単価の上昇等を予定価格に反映することは基本的にできないのか。	設計から発注までにかかなりの積算の時間を要するため、今回のような急激な労務単価の上昇反映することができませんでした。
○ 契約金額について (1) 随意契約を締結することにより、資材の高騰分等の負担を業者に押し付けるかたちになっていないか。	今回の工事については、国のスライド条項の制度を適用し、契約締結後に市場価格に応じた新労務単価を適用して変更契約を行っています。

5 平成 25 年度宇川温泉よし野の里海側ぬる湯浴槽改修工事 …… 一般競争入札

※ 最低制限価格を設定しないもので、落札率が低い案件。

意見・質問	回答等
○ 入札の参加業者について (1) 参加資格要件に該当する業者は何者か。	建築C等級で 15 者です。
○ 入札の参加業者について (2) 3 業者しか入札に参加しなかった理由はどのように考えられるか。	建築C等級の業者は主に民間工事で一般住宅の建築等を主な業務としており、公共工事では諸経費や書類作成等の処理といった民間とは違う仕事も出てくるので、応募が少なかったと考えられます。特に建築C等級については他の一般競争入札の案件でも参加者は 3~4 業者というのが本市の実態です。
○ 入札の参加業者について (3) 全般に業者の仕事量は増えてい	特にこの時期は消費税の増税の影響で、民間の駆け込み

意見・質問	回答等
るか。	需要等もあったかと考えます。
○ 入札の参加業者について (4) 入札参加業者は 3 者程度という想定はしていたか。	15 者想定はしていましたが、結果的に 3 者という結果になりました。
○ 入札の参加業者について (5) 参加業者が少ないと想定される場合、B 等級や D 等級まで範囲を広げるといふこともあるか。	市では金額に応じて等級区分が決まっています。今回の設計金額では C 等級が基本となり、C 等級は 15 者ありましたので範囲を広げるといふ考えはありませんでした。

6 平成 25 年度 京丹後市情報通信基盤施設整備事業加入者系伝送路等工事その 5

… 随意契約

※ 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（その性質又は目的が競争入札に適さないとき）の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
○ 業者選定について (1) 工事は N T T 西日本でしかできないのか。	接続工程、心線の現在の利用状況の把握という観点から、N T T 西日本でしかできないと考えています。
○ 予定価格について (1) 業者でしかわからない見積単価もあると思うが、どのように算出しているか。	特殊品を使用する特殊工程は N T T 西日本の見積書を参考にし、それ以外は公共積算の単価を使用するなど、複合的に算出しています。
○ 予定価格について (2) 予定価格のうち市独自の積算は何割か。	工事の状況にもよりますが、市独自の積算はおよそ 5 割です。
○ 他業者の事業参入について (1) 京丹後市内では N T T 以外にブロードバンドサービスを行っている業者はいるか。	平成 25 年末から一部地域で他の事業者がサービスを開始しています。
○ 他業者の事業参入について (2) 京丹後市としてブロードバンド	ありません。

<p>サービス事業にNTT以外の事業者を使用している地域はあるか。</p>	<p>光インターネットについてはNTT西日本、ケーブルテレビについては全関西ケーブルテレビジョンです。それぞれの業者の施工方法等の違いもあるので、一部地域でサービスを開始されている業者についても市の光ファイバー網は借用されていません。</p>
<p>○ 伝送路等工事について (1) 加入者系伝送路引込工事については、事業開始後に追加で出てくるというのは当初から想定されていたと考えるが、事業費全体として何か工夫をされているか。</p>	<p>当初審査時に外部の専門家も含めた選定委員会において当初の工事費、サービス内容や料金に係る評価は行ったが、その際に運営開始後の追加工事に係る金額について決定はしていません。</p>
<p>○ 伝送路等工事について (2) 初期の工事と比較し、この追加の工事費は変動しているか。</p>	<p>初期の工事については地域をまとめることができ、集中的な施工ができたが、現在は場所が点在しており施工効率が悪いことと、引込距離がやや延びてきているため、当初の施工時よりは工事費は高くなっています。しかし、平成23年度以降はあまり変動はありません。</p>

7 平成25年度(平成25年災)久美浜町(503)不動堰災害復旧工事・・・随意契約

※ 初度の一般競争入札において落札者が契約を辞退したため、再度指名競争入札又は一般競争入札を実施した場合予定期限内の完成が困難であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号(競争入札に付することが不利と認められるとき)の規定に基づき随意契約を行った案件。

意見・質問	回答等
<p>○ 契約方式について (1) 随意契約した理由が、「緊急の必要により競争入札に付することができないとき」という地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に該当するものではないのか。</p>	<p>1度入札を行い落札者が契約を辞退したということですので、第6号を適用させていただいています。</p>
<p>○ 入札の参加業者について (1) 1業者しか入札に参加しなかった理由はどのように考えられるか。</p>	<p>技術者の配置が困難であったことと、工事現場によっては利益の面もあると考えられます。また、この時期に京丹後市や京都府のほうで土木や農林関係の災害復旧工事や通常工事が多く発注され、工事数が多かったために参加者が少なかったと考えられます。</p>
<p>○ 業者選定について (1)</p>	

意見・質問	回答等
見積業者はどのように選定したか。	久美浜町内の災害復旧工事であるため、地理的な状況等をよく把握していると考え久美浜町に本店がある業者を選定し、その中で履行可能と回答のあった2業者を選定しました。
○ 入札の参加業者について (2) 随意契約を締結した業者はなぜ初度の一般競争入札に参加しなかったのか。	詳細についてはわかりません。
○ 予定価格について (1) 初度の入札と随意契約のときとで予定価格の変更はあるか。	随意契約時に設計内容の変更を若干行いましたので、予定価格は変更されています。
○ 予定価格について (2) 随意契約の際に条件変更をされて請負業者があったということは、当初から条件変更後の内容で一般競争入札を行っていれば参加業者数も増えたのではないかと。条件設定が適切でなかったということではないのか。	今回の場合、初度の入札で顛末書により落札金額や予定価格が公表されていますので、設計書を見直して随意契約をしております。

「3 議 事 (2) 入札及び契約手続きの運用状況等について」関係

1 指名停止等の運用状況の報告

意見・質問	回答等
(特になし)	

2 談合情報対応状況の報告 (非公表)

内 容
角田委員長宛に意見書が届いた件について、その内容について、事務局から報告を行いました。